

作 業 環 境 調 査

動 向

平成12年に全国で発生した休業4日以上業務上疾病のうち、化学物質による疾病は302件、じん肺及びじん肺合併症は1180件にのぼる。疾病発生事例をみると、その大半は化学物質の有害性への認識が極めて低いことに起因しているものと思われる。厚生労働省から平成11年4月に安全衛生マネジメントシステムに関する指針が公表され、続いて平成12年3月に化学物質管理指針が公表された。この指針では有害物のリスク管理のPDCAサイクルを計画的、継続的に回すために、その担い手となる化学物質管理者を選任し、事業場の安全衛生管理水準を向上させることをねらいとしている。このシステムを適切に運用するうえで、有害物質の事前評価（リスクマネジメント）の客観性や、リスク評価や効果判定のための作業環境測定が今後益々重要になるものと思われる。現状では、法で定められた物質以外については測定方法が確立していないものも多く今後の大きな課題である。

粉じん関係では、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」が平成12年12月に策定された。じん肺新規有所見者の発生率の高いずい道等建設工事に対して、ずい道内の粉じん濃度の管理目標値が新たに設定され、換気の効果を確保するための粉じん測定が盛り込まれた。

結 果

年度別および有害要因別の事業場数、単位作業場所数および測定数を表1、2（P164）に示した。事業場数は景気低迷の影響を反映し、平成9年度以降、減少傾向にあり、単位作業場所延数および測定延数も減少している。しかし、1単位作業場所当たりの測定点数は、いずれの項目とも5点以上で、測定点数の適正化が伺える。

業種・規模別の調査実施事業場数を表3に示す。調査を実施した133事業場のうち大半は、継続して調査を実施している事業場で占められ、業種による大きな偏りもなく分布している。規模別の内訳をみると50人未満の中小企業の占める割合が約3割と最も多く、100人未満の事業場で全体の7割程度を占めていた。

有害要因別の作業環境管理区分の内訳を表4、5に示す。評価を行っている単位作業場所1368カ所のうち、第1管理区分が1102カ所（80.6%）、第2管理区分が105カ所（7.7%）、および第3管理区分が161カ所（11.8%）

であった。第3管理区分のうち、騒音が約8割を占め、騒音作業場の対策の遅れが顕著にみられた。また、第3管理区分の単位作業場所数は昭和63年の法改正以来、有害物では年々減少傾向を示し、環境改善が着実に進展していたが、表6に示すように最近3年間の作業環境管理区分の推移をみると、その傾向は鈍化してきている。

改善指導の実施状況

調査結果に基づく改善指導の実施状況を表7に示す。有害物の測定結果に対する改善指導では、保護具の着用など作業管理対策が82件（40.8%）と最も多くなっている。次いで、局排の設置・改良など環境技術的対策に関する指導が66件（32.8%）と続いているが、これは局排の未設置や不備などが作業環境の良否に大きく関わっているためである。騒音については環境改善の難しさから、指導提案が改善に結び付かないのが現状であり、保護具の着用と衛生教育などの指導項目が246件（72.6%）と大半を占めている。

局所排気装置の定期自主検査および暴露測定の実施状況

局排の定期自主検査は表8-1、2に示すように、延べ27事業場の155のダクト系統について実施している。フードの開口面における吸引風速の適合率は有機則に該当するもので6割に留まり、吸引不足の局排フードが依然と多いことを示している。目視検査の適合率は97.6%と極めて高く、近年、検査受託事業場において、局排等の保守管理が定着してきていることが伺える。局排の定期自主検査は一年以内に一回以上実施することが義務づけられているが、未だにその実施数が少ないので、今後さらに本検査の勧奨を図る必要があると思われる。

個人暴露測定の実施状況は表9に示すとおりである。有害要因別では、粉じんの測定数は45件（49%）が最も多く、続いて騒音が17件（18%）の順となっている。個人暴露測定の実施数は通常の作業環境測定に比べて少ないことから、今後さらに普及、定着を図る必要があると思われる。なお、作業環境測定に付随する測定（表10）として、平成11年度よりダイオキシン類の測定が追加された。

関係の集計表は164～167頁に掲載